

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月12日

【事業年度】 第63期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

【会社名】 旭松食品株式会社

【英訳名】 ASAHIMATSU FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木下 博隆

【本店の所在の場所】 長野県飯田市駄科1008番地  
(同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は下記で行っております。)  
大阪市淀川区田川三丁目7番3号

【電話番号】 06(6306)4121(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 足立 恵

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区田川三丁目7番3号

【電話番号】 06(6306)4121(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 足立 恵

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
旭松食品株式会社 東京支店  
(東京都中央区日本橋人形町二丁目33番8号)  
旭松食品株式会社 大阪支店  
(大阪市淀川区田川三丁目7番3号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月26日に提出いたしました第63期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

##### 社外取締役及び社外監査役

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

(訂正前)

### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役2名それぞれと当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく平成22年3月29日開催の当社取締役会決議により、独立役員として指定しております。また、社外監査役はそれぞれ税理士、弁護士であり兩名とも他の事業会社の役員経験(現任を含む)を有しておりますが、当該事業会社と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。なお、当社では社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、大阪証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切に意見を述べて頂ける方に選任をお願いいたしております。社外監査役は取締役会へ出席し、企業統治全般において社外の立場から適宜質問するとともに、税理士、弁護士の資格を生かし専門の見地から、当社の財務・経理、コンプライアンス体制の構築・維持についての助言、提言を行っております。監査役会においては、内部監査・会計監査等の情報交換を行うとともに、監査法人の定期的な監査講評の立会いにより、適正な会計処理の実現に努めております。なお、社外取締役は選任しておりませんが、コーポレート・ガバナンスにおいて外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

(訂正後)

### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役2名それぞれと当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく平成22年3月29日開催の当社取締役会決議により、独立役員として指定しております。また、社外監査役はそれぞれ税理士、弁護士であり兩名とも他の事業会社の役員経験(現任を含む)を有しておりますが、当該事業会社と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。なお、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する判断基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、大阪証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切に意見を述べて頂ける方に選任をお願いいたしております。社外監査役は取締役会へ出席し、企業統治全般において社外の立場から適宜質問するとともに、税理士、弁護士の資格を生かし専門の見地から、当社の財務・経理、コンプライアンス体制の構築・維持についての助言、提言を行っております。監査役会においては、内部監査・会計監査等の情報交換を行うとともに、監査法人の定期的な監査講評の立会いにより、適正な会計処理の実現に努めております。なお、社外取締役は選任しておりませんが、コーポレート・ガバナンスにおいて外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。